

旭川医科大学大学院医学系研究科における研究指導計画等に関する申合せ

(令和3年11月2日大学院委員会申合せ)

旭川医科大学大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）及び看護学専攻（修士課程）の学生に対して、大学院学則第14条の3に基づく研究指導の方法及び内容並びに一年間の研究指導の計画をあらかじめ明示するために作成する研究計画書及び研究指導計画書（以下「計画書」という。）について、次のとおり定める。

- 1 修士課程の計画書の様式は別紙1、博士課程の計画書の様式は別紙2のとおりとする。
- 2 指導教員は、原則として各年度の4月末日（10月入学の場合は10月末日）までに、当該年度の研究指導の計画について、指導する学生ごとに計画書を作成するものとする。
- 3 指導教員は、次の手順で計画書を作成するものとする。
 - (1) 学生と十分な打合せ等を行ったうえで、学生に自らの研究計画を記入させる。
 - (2) 学生と十分な打合せ等を行ったうえで、研究計画を踏まえた研究指導計画を策定する。
 - (3) 作成した計画書は学生・指導教員双方で確認のうえ、署名する。
- 4 入学2年目以降の学生は前年度までの研究実績等を記載することとし、指導教員は前年度までの達成度について、併せて記載するものとする。
- 5 作成した計画書は、写しを取る等、研究指導教員と学生の双方が適切な方法により参照できるようにするものとする。
- 6 作成した計画書は、指定の期日までに学生支援課大学院・留学生係に提出するものとする。
- 7 指導教員と学生は、研究の進捗状況等により、必要に応じて計画の見直しを行うことができる。年度途中で研究計画又は指導計画を変更する場合は、変更後の計画書を学生支援課大学院・留学生係に提出するものとする。
- 8 休学により提出ができなかった学生の計画書は、休学期間終了後に作成し、学生支援課大学院・留学生係に提出するものとする。
- 9 この申合せに定めるもののほか、必要な事項については、大学院委員会が定めるものとする。

附 記

この申合せは、令和4年4月1日から実施する。

【制定理由】

令和3年9月8日付け旭医大達第156号による大学院学則の一部改正により新設された第14条の3に基づき、学生に一年間の研究指導方法及び内容について明示するため制定するものである。